

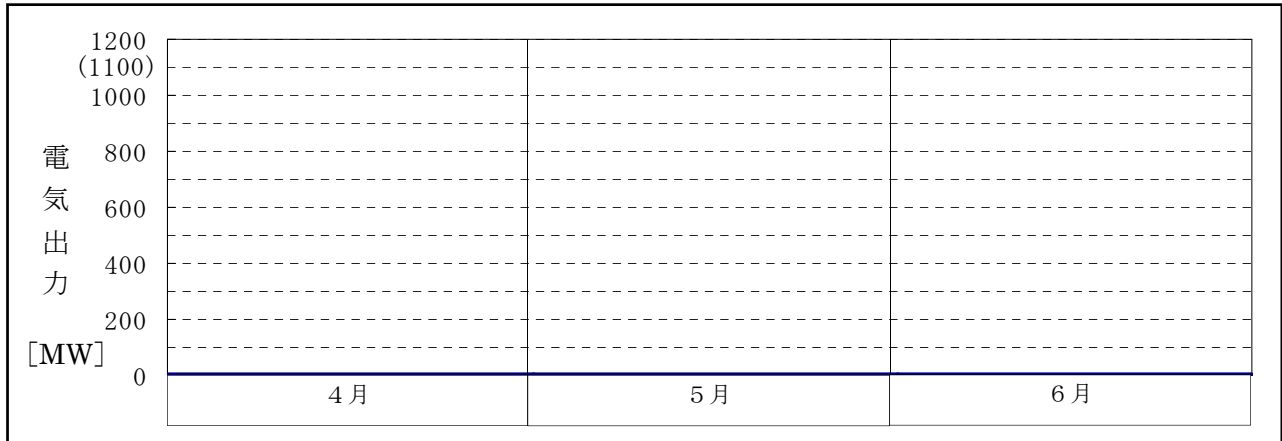
平成30年 7月26日
東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成23年2月6日より第4回定期検査を実施中

2. 電気出力（平成30年 4月 ～ 平成30年 6月）



3. その他

(1) 東通原子力発電所1号機における安全対策工事完了時期の見直しについて

- 当社は、東通原子力発電所1号機について、新規制基準適合性審査に対応するとともに、同基準や最新の知見を踏まえた安全対策に取り組むことで、平成31年度（2019年度）の工事完了を目指してまいりました。
- 新規制基準適合性審査においては、これまでに、耐震重要施設等（原子炉建屋等）直下の断層が将来活動する可能性のある断層等に該当しないとする当社の考え方や説明内容について、概ね妥当な検討がなされている等の評価をいただいておりますが、その他の敷地内断層の活動性評価や、プラント（設備）の審査については、今後も一定の期間を要するものと考えております。
- また、審査と並行して鋭意取り組んでいる安全対策工事については、審査の過程で得られた知見・評価などを適宜反映しながら、設計や工事を進めていくことが必要な状況にあります。
- こうしたことから、東通1号機の安全対策全体の工事工程をあらためて評価した結果、平成33年度（2021年度）の工事完了を目指して工事を進めていくことといたしました。
- 当社としては、今後とも、新規制基準への適合性とどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めていくとともに、地域の皆さまからのご理解を得ながら、準備が整った段階での再稼働を目指してまいります。

(別紙1) 東通1号機における新規制基準適合に向けた取り組み状況について

(別紙2) 東通1号機に関わる安全性向上と再稼働に向けた取り組みについて

(2) 東通原子力発電所1号機燃料集合体チャンネルボックス上部の一部欠損に係る点検結果について（最終報告）

- 当社は、燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の一部欠損に係る、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書に基づき、東通原子力発電所1号機の燃料集合体について点検を実施し、その結果をとりまとめ、平成30年6月6日に原子力規制委員会へ報告いたしました。
- 今回の点検では、指示文書発出時に原子炉内に装荷されていた燃料集合体764体について、チャンネルボックス上部の外観点検を実施し、欠損を含む損傷や変形等の異常がないことを確認しております。
- 指示文書発出時に使用済燃料プールに貯蔵していた燃料集合体608体の点検については、平成24年9月10日に欠損を含む損傷や変形等の異常がないことを原子力規制委員会に報告済みであり、今回の報告をもって、最終報告となります。

(別紙3) 燃料集合体およびチャンネルボックス概要図

(3) 東通原子力発電所1号機における新規規制基準適合性審査の状況について

- 東通1号機については、平成26年6月申請以降、継続的な事務局ヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており、これまでに審査会合は16回開催されております。
- 平成30年5月18日の審査会合において、f-1断層が「将来活動する可能性のある断層等に該当しない」ことを改めて説明し、原子力規制委員会から「概ね妥当な検討がなされている」と評価いただきました。
- 平成30年7月6日の審査会合において、F-1断層（一切山東方断層）を代表断層とし、敷地～敷地近傍の断層が「震源として考慮する活断層」に該当しないとする当社の評価について、前回の審査会合（2016年10月7日）以降に実施した「トレンチ調査」や「反射法地震探査※」等で得られたデータを追加し説明しました。
- これに対し、原子力規制委員会からは、既存のデータ等を改めて整理した上で、資料の説明性を向上させるよう求められたことから、今後の審査において対応してまいります。

※ 地震を再現することができる振動装置を搭載した自動車などを用いて、地表の近くで人工的に振動を発生させ、下方に進行した振動が地層境界面で反射し、再び地表へ戻ってきたところを受振器で捉えることにより、地下構造を解明する手法。

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.tohoku-epco.co.jp>)

1. 適合性審査の状況

- (1) 地震・津波の審査
 - a. 地震(敷地内断層関係)

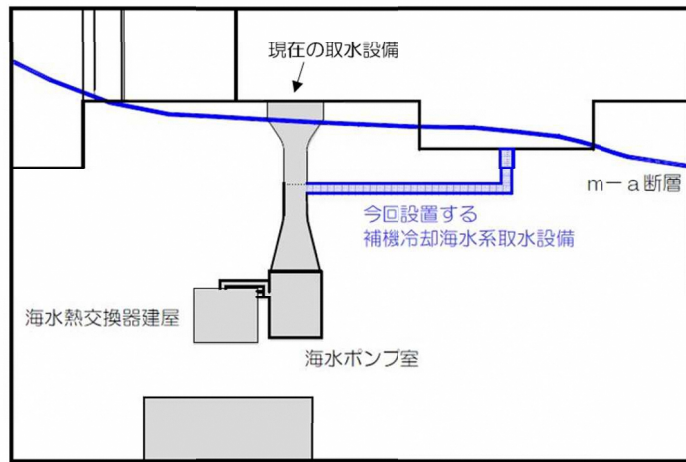
敷地内の断層		審査状況
耐震重要施設等の直下の断層	f-1断層	「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことが確認された。
	f-2断層	
	m-a断層	現在の取水設備とは別に、当断層の直上とならない位置に補機冷却海水系取水設備を設置する方針を説明し理解をいただいた。今後は、下記「耐震重要施設等の直下でない断層」の審査の中で、審議される予定。
耐震重要施設等の直下でない断層	F-1～F-10、およびその他の敷地内断層	「震源として考慮する活断層」に該当するかどうかについて、今後審査が行われる予定。

- b. 津波
 - ・基準津波(最高水位11.7m)の評価について説明中。

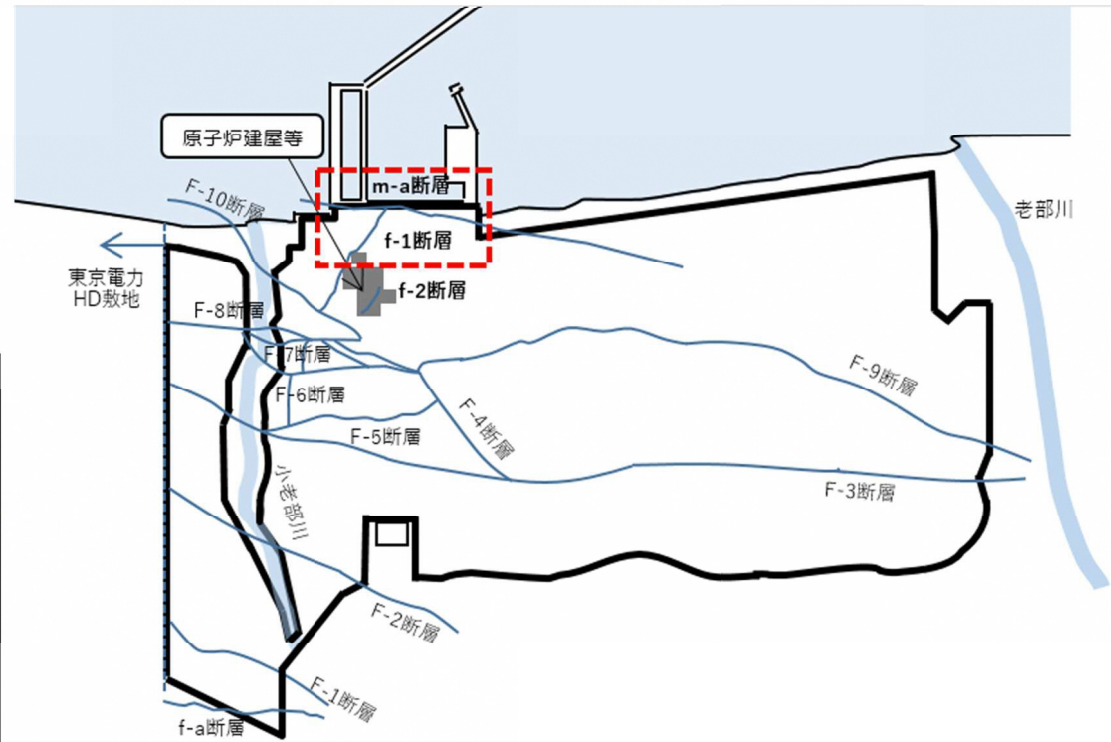
- (2) プラント(設備)の審査
 - ・先行プラントの審査状況を踏まえた審査資料を準備中。

2. 安全対策工事(追加・変更)の例

- ・適合性審査の過程で得られた知見・評価を設計に反映させる工事の一例
 - ⇒ 補機冷却海水系取水設備の設置

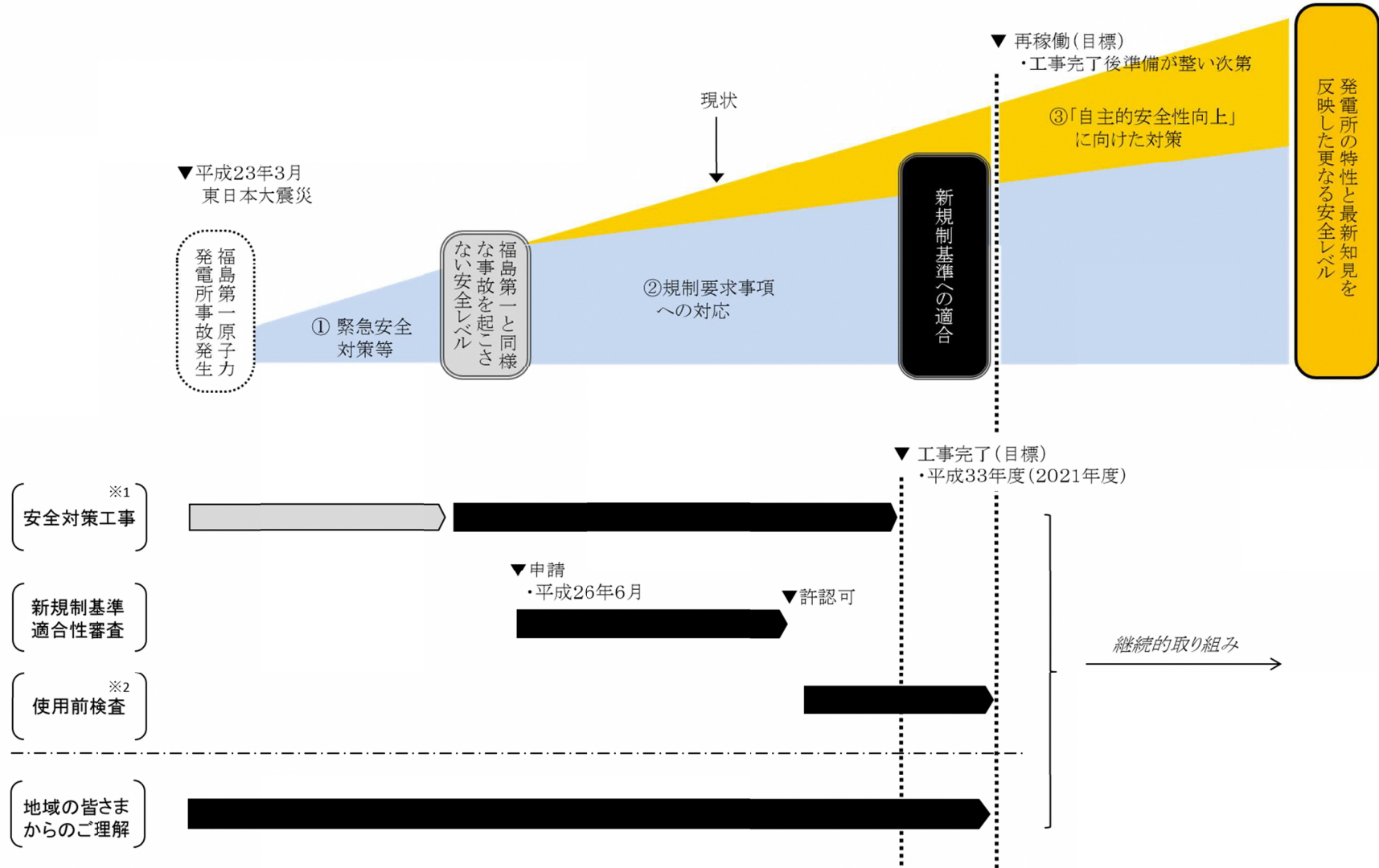


補機冷却海水系取水設備 概要図 (右図 赤箱の拡大図)



東通原子力発電所 敷地内断層位置図

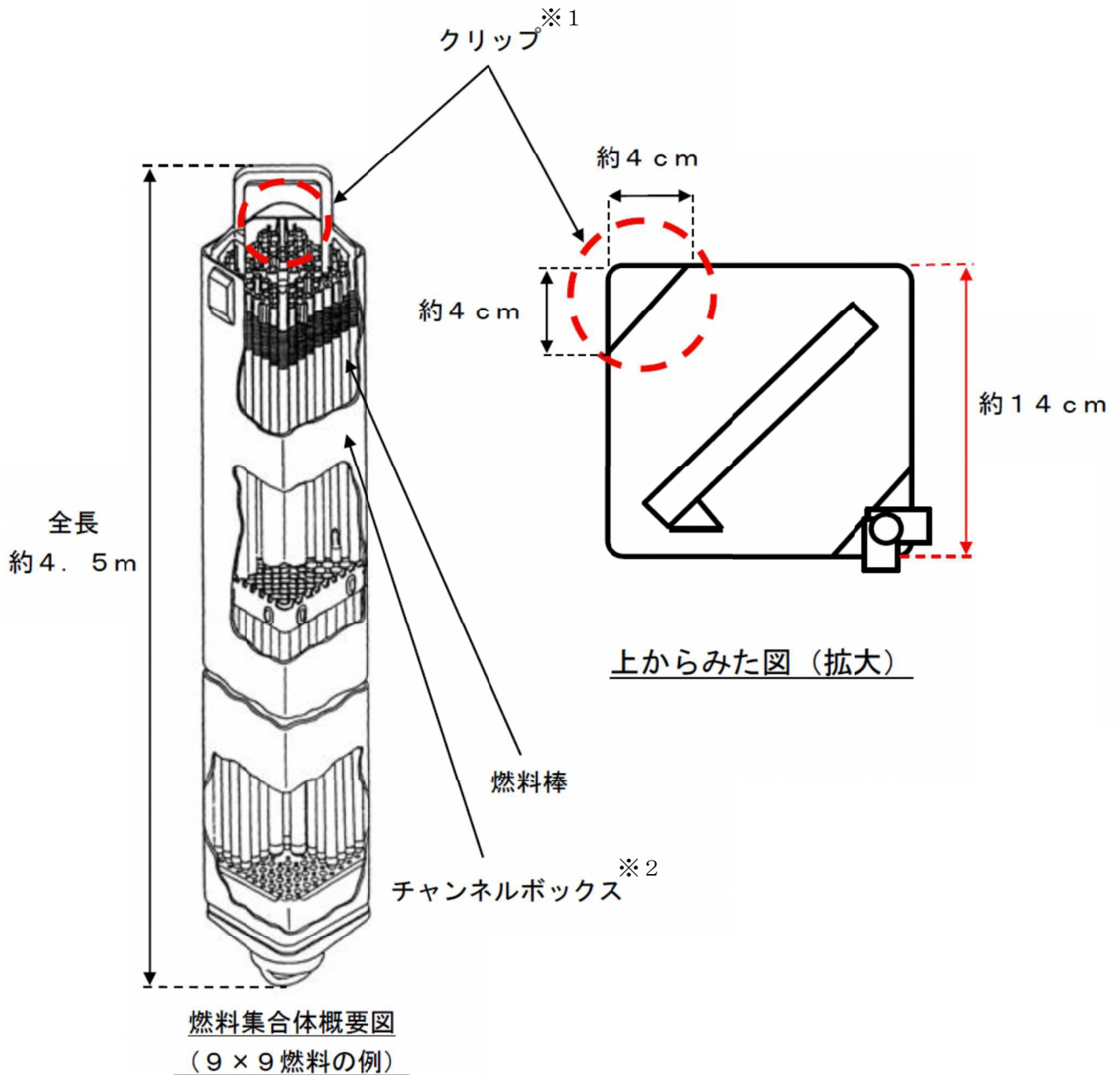
- 当社では、東通1号機について、新規制基準適合性審査への対応や、安全対策工事に取り組んでいるところである。
- これらを通じ、着実な安全性向上を図り、地域の皆さまのご理解を得ながら再稼働を目指していく。



※1 安全対策工事のうち、特定重大事故等対処施設等については、工事計画認可後5年以内に設置

※2 「使用前検査」とは、発電用原子炉施設の工事計画の認可または届出があったものについて、その工事計画との適合性や技術基準との適合性を確認するもの。

燃料集合体およびチャンネルボックス概要図



※1 クリップ

燃料集合体からチャンネルボックスを着脱する際に工具を取り付けるための部位。

※2 チャンネルボックス

燃料集合体を覆っている四角い筒状のもので、燃料集合体内の冷却流路を確保するとともに、制御棒のガイド等の機能を持つ。